

MEMO		一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号		設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴		工事名称 串木野中学校環境改善工事（樹木伐採外）		設計年月 2024（R6）年10月		図面番号 縮尺 NO SCALE																																						
<p>建築改修工事特記仕様書</p> <p>1. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。</p> <p>2. 改修標準仕様書及び標準仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。</p> <p>3. 特記仕様 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 (3) ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 (4) ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (5) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (6) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (7) □印は「同等による環境物品等の調達推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特記調達品目を示す。 (8) グリーン購入法による調達推進品目は「鹿児島県環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目等一覧表及び別表1（鹿児島県のホームページからダウンロード可能）による。</p> <p>4. 前払金 契約金額100万円以上の工事においては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の4を超えない範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。</p> <p>5. 中間前払又は部分払の選択 契約金額100万円以上の工事においては、契約に当たり中間前払又は部分払を選択することができる。</p> <p>6. 中間前払金 契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を超えない範囲内に限り7の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。 (1) 工期の2分の1を経過していること。 (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該仕事に係る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該仕事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>7. 中間前払の要件 (1) 工期の2分の1を経過していること。 (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該仕事に係る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該仕事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>8. 部分払 前払金を支払ったものについては工期中2回まで、前払金の支払がされていないものは工期中3回までとする。</p> <p>9. 火災保険 契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。</p> <p>10. 県産資材の優先利用 (1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下、「県産資材」という。）の優先利用を努めることとし、さらに、県産資材以外の資材についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。 (2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 【指定主要資材（7品目）】【生コン（レディミクストコンクリート）コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝】 (3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。 (4) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>11. 下請工事における管内（市内）建設業者の優先活用 (1) 工事の一部を下請けに付する場合は（ ）市内に主たる営業所を有する者を活用するよう努めることとする。 (2) 前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。 (3) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>12. 配置技術者等の途中交代 (1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。 ① 受注者の責務によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。 ② 工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する時点。 ③ 大規模な工事であるため、工期が長年に及び場合。 (2) 上記(1)のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。</p> <p>13. 電子納品 (1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和2年3月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本2部の計3部を提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。 (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した上で、ファイル対策を実施した上で提出すること。</p> <p>14. CAD図面データの貸与について 本工事に関するCAD図面データの貸与を希望する場合は、「CAD図面データ借用に係る誓約書」を県に提出すること。なお貸与したCAD図面データは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該CAD図面データは、完成図提出時までに、受注者において履行期限期間中に複製又は再配布しているもの全てを消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。</p> <p>15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当介入又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に被害が生じた場合は、県（発注者）遅れが生じる等との協議を行うこと。</p> <p>16. ダンプトラック等による過積載等の防止について (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 (4) 土砂等の積載又は物品積載装置の不正改造したダンプトラックが、工事現場に入り出ることがないようにすること。 (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</p> <p>17. 施工体制台帳の作成等について 本工事の発注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据置くとともに、その写しを監督職員に速滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を含めて、変更に関する事項について、作成し提出すること。</p> <p>18. 施工体系図の作成等について 本工事の発注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に速滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し、提出すること。 ア 依據及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務 イ 土砂やコンクリート等の運搬のみを行う業務 ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務 エ その他監督職員が記載を指示した業務等</p>																																																
1	各区分共通事項	1 ① 通用基準等 ※ 通用を受ける関係法令等を遵守すること（参考） ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修 令和4年版） ・建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部） ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部） ・建設副産物適正処理推進綱（平成14年5月30日国交省通知122号等） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成26年6月21日法律第58号）	2 ① 11 室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.7.9] 着工前及び施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた6物質）の濃度を測定し、監督職員に提出すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 着工前の測定 ・行う 測定対象室と箇所数 ・図示 ・（ ）か所 なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。	2 ② 仮設工事 [1.9.2] 完成図 ※作成する（完成図の種類 ※全ての設計図 ・（ ）） 完成図の様式等 A3縮小二つ折製本 ※3部 ・（ ）部 A1二つ折製本 ※1部 ・（ ）部 完成図のCADデータ CD-R ※3枚 ・（ ）枚 ・作成しない 安全に関する資料 ・作成する（提出部数 ※1部 ・（ ）部） ※作成しない	3 ③ 完成写真等 撮影箇所及び方法については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による下記のものを監督職員に提出する。ただし、原簿は撮影業者の保管とする。	4 ④ 仮設間仕切り [2.3.2] [表2.3.1] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）</td> <td>・片面塗装</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り</td> <td>・片面塗装</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>・せっこうボード厚9.5（内部面）+ 合板厚9（外部面）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・仮設扉</td> <td>※合板張り木製扉 程度</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種別	材質	仕上げ	・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	・片面塗装	・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り	・片面塗装	・C種	・せっこうボード厚9.5（内部面）+ 合板厚9（外部面）	—	・仮設扉	※合板張り木製扉 程度	・	5 ⑤ 仮設養生等 仮設養生等については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による下記のものを監督職員に提出する。ただし、原簿は撮影業者の保管とする。	6 ⑥ 仮設足場 仮設足場等の養生 ・行う ・行わない [2.3.1] 養生方法 ※ビニールシート、合板等による ・（ ） 仮設足場の特別養生 ・行う [2.3.1] 設置範囲及び養生方法 ※図示 ・（ ） 既設家具、既設設備等の養生 ※ビニールシート、合板等による ・（ ） [2.3.1] 開口部の養生 ・行う ・行わない 養生方法 ・合板張りによる ・（ビニールシート類等） ・設置範囲 ※図示 ・（ ） 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・行わない ・行う（図示） [2.3.1]	7 ⑦ 仮設足場の種類 [2.3.2] [表2.3.1] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）</td> <td>・片面塗装</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り</td> <td>・片面塗装</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>・せっこうボード厚9.5（内部面）+ 合板厚9（外部面）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・仮設扉</td> <td>※合板張り木製扉 程度</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	種別	材質	仕上げ	・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	・片面塗装	・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り	・片面塗装	・C種	・せっこうボード厚9.5（内部面）+ 合板厚9（外部面）	—	・仮設扉	※合板張り木製扉 程度	・	8 ⑧ 仮設養生 仮設養生等については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による下記のものを監督職員に提出する。ただし、原簿は撮影業者の保管とする。	9 ⑨ 仮設足場 仮設足場等の養生 ・行う ・行わない [2.3.1] 養生方法 ※ビニールシート、合板等による ・（ ） 仮設足場の特別養生 ・行う [2.3.1] 設置範囲及び養生方法 ※図示 ・（ ） 既設家具、既設設備等の養生 ※ビニールシート、合板等による ・（ ） [2.3.1] 開口部の養生 ・行う ・行わない 養生方法 ・合板張りによる ・（ビニールシート類等） ・設置範囲 ※図示 ・（ ） 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・行わない ・行う（図示） [2.3.1]							
種別	材質	仕上げ																																														
・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	・片面塗装																																														
・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り	・片面塗装																																														
・C種	・せっこうボード厚9.5（内部面）+ 合板厚9（外部面）	—																																														
・仮設扉	※合板張り木製扉 程度	・																																														
種別	材質	仕上げ																																														
・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	・片面塗装																																														
・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り	・片面塗装																																														
・C種	・せっこうボード厚9.5（内部面）+ 合板厚9（外部面）	—																																														
・仮設扉	※合板張り木製扉 程度	・																																														
1	各区分共通事項	2 ② 工事実績情報の登録 ※適用する（※工事請負金額 500万円以上 ・（ ）） [1.1.4]	3 ③ 品質計画 ・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算 [1.1.2] ※基準風速（Vo）（38 ）m/s ※地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ Ⅲ ・Ⅳ） 適用工種 ・ALCパネル(外壁、屋根) ・押出成形セメント板(外壁) ・外壁石張(乾式) ・外装材(外断熱工法) ・長尺金属風幕 ・折板葺 ・アルミ葺木 ・ガラスブロック ・シート(塗装) 防水(機械式) ・土壌緑化システム ・（ ）	4 ④ 電気保安技術者 工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づき電気主任技術者の職務を補佐し、 [1.3.3] 電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 ・不要	5 ⑤ 施工条件 改修標準仕様書 [1.3.5] 以外の施工条件 ※現場説明書による ・図示 [1.3.5]	6 ⑥ 発生材の処理 ・発注者に引渡しを要するもの（・金類類 ・PCB含有物 ・（ ）） [1.3.12] 引渡し場所 ※構内 ・（ ） 再生資源化を図るもの又は廃棄するもの ○有 ・無 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>受け入れ施設名</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎アスファルト・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 上記に示す受け入れ施設は参考であり、実施に当たっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。 ※建設廃棄物処理計画書の作成 ※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成	分類	受け入れ施設名	所在地	搬出距離(km)	◎コンクリート塊				◎アスファルト・コンクリート塊				◎建設発生木材				7 ⑦ 環境への配慮 本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(1)から(4)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は含有量が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は可塑剤（フタル酸ジエーサー、フタル酸ジブチル酸ジエーサー、エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料をして作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとす。また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」は、次のとおりとする。 ・規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ・第三種品 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ・アスベスト含有建材 本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。	8 ⑧ 材料の品質等 [1.4.2] 本工事に使用する材料等は、設計図面に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JISマーク及びJISマークの表示のない材料及びその製造業者は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は、外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること なお、商品名等が記載された材料は、当該材料又は同等品を使用するものとし、同等品を使用の場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。	9 ⑨ 特別な材料の工法 改修標準仕様書及び、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。	10 ⑩ 一般技能士 下記により適用する技能士については、適用する工事業業中、1名以上の者が自ら作業を [1.7.2] するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工種</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ◎基礎防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着材注入施工</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>◎プラスチック床床仕上げ工事作業 ◎ボード仕上げ工事作業 ◎内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ◎表装（壁装作業） ◎左官 ◎塗装大工 ・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>塗装改修工事</td> <td>◎塗装（建築塗装作業）</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・とび</td> </tr> <tr> <td>ブロック、ALCパネル工事</td> <td>・ブロック建築 ・ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石材施工（石張り施工）</td> </tr> <tr> <td>積載工事</td> <td>・運搬</td> </tr> <tr> <td>畳工事</td> <td>・畳製作</td> </tr> </tbody> </table>	適用工種	技能検定の職種	防水改修工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ◎基礎防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金	外壁改修工事	・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着材注入施工	建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工	内装改修工事	◎プラスチック床床仕上げ工事作業 ◎ボード仕上げ工事作業 ◎内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ◎表装（壁装作業） ◎左官 ◎塗装大工 ・タイル張り	塗装改修工事	◎塗装（建築塗装作業）	耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・とび	ブロック、ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工	石工事	・石材施工（石張り施工）	積載工事	・運搬	畳工事	・畳製作
分類	受け入れ施設名	所在地	搬出距離(km)																																													
◎コンクリート塊																																																
◎アスファルト・コンクリート塊																																																
◎建設発生木材																																																
適用工種	技能検定の職種																																															
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ◎基礎防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金																																															
外壁改修工事	・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着材注入施工																																															
建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工																																															
内装改修工事	◎プラスチック床床仕上げ工事作業 ◎ボード仕上げ工事作業 ◎内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ◎表装（壁装作業） ◎左官 ◎塗装大工 ・タイル張り																																															
塗装改修工事	◎塗装（建築塗装作業）																																															
耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・とび																																															
ブロック、ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工																																															
石工事	・石材施工（石張り施工）																																															
積載工事	・運搬																																															
畳工事	・畳製作																																															
3	土工事	1 ① 埋戻し及び盛土 [3.2.3] [表3.2.1] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>・A種 ※B種 C種の場合（発生場所） （運搬先） （運搬距離）</th> <th>発生箇所</th> <th>発生原因箇所</th> <th>・本工事</th> <th>km</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	・A種 ※B種 C種の場合（発生場所） （運搬先） （運搬距離）	発生箇所	発生原因箇所	・本工事	km							2 ② 建設発生土の処理 ※構外排土場所 受け入れ場所 所在地 [3.2.5] 受け入れ場所（ ）（ ） 受け入れ場所での処理（・敷均し ※たい積） 搬出距離（ ）km 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する ◎構内排土場所（◎敷均し ・たい積）																																	
種別	・A種 ※B種 C種の場合（発生場所） （運搬先） （運搬距離）	発生箇所	発生原因箇所	・本工事	km																																											

Table with 4 main columns representing different sections of a technical specification. The first column contains items 1-5, the second 6-10, the third 11-15, and the fourth 16-22. Each cell contains detailed technical requirements, materials, and dimensions.

MEMO

工事名称 串木野中学校環境改善工事(樹木伐採外)
図面名称 特記仕様書 2

設計年月 2024(R 6) 年10月
縮尺 NO SCALE
図面番号 A 2

22	舗装工事(続) ② 路盤	路盤の構成及び厚さ 図示 [22.2.2、3、5] [表22.3.1]																																																																	
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">路盤材料の種類</th> </tr> <tr> <td>・砕石</td> <td>・クラッシュラン C-40</td> </tr> <tr> <td>・粗度調整砕石</td> <td>・粗度調整砕石</td> </tr> <tr> <td>※再生材 ㊦</td> <td>※クラッシュラン RC-40</td> </tr> <tr> <td>・粗度調整砕石</td> <td>・粗度調整砕石</td> </tr> <tr> <td>・クラッシュラン鉄鋼スラグ ㊦</td> <td>CS-40</td> </tr> <tr> <td>・粗度調整鉄鋼スラグ ㊦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・水硬性粗度調整鉄鋼スラグ ㊦</td> <td></td> </tr> </table>	路盤材料の種類		・砕石	・クラッシュラン C-40	・粗度調整砕石	・粗度調整砕石	※再生材 ㊦	※クラッシュラン RC-40	・粗度調整砕石	・粗度調整砕石	・クラッシュラン鉄鋼スラグ ㊦	CS-40	・粗度調整鉄鋼スラグ ㊦		・水硬性粗度調整鉄鋼スラグ ㊦																																																		
		路盤材料の種類																																																																	
		・砕石	・クラッシュラン C-40																																																																
・粗度調整砕石	・粗度調整砕石																																																																		
※再生材 ㊦	※クラッシュラン RC-40																																																																		
・粗度調整砕石	・粗度調整砕石																																																																		
・クラッシュラン鉄鋼スラグ ㊦	CS-40																																																																		
・粗度調整鉄鋼スラグ ㊦																																																																			
・水硬性粗度調整鉄鋼スラグ ㊦																																																																			
③ アスファルト舗装	<p>アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 [22.4.2~6] [表22.4.4]</p> <p>材料及び種類</p> <p>アスファルト ※再生アスファルト ㊦ (・60~80 ・80~100) ・ストレートアスファルト</p> <p>骨材</p> <p>・道路用砕石</p> <p>※アスファルトコンクリート再生骨材 ㊦</p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類</p> <p>※密粒度アスファルト混合物 (13)</p> <p>・細粒度アスファルト混合物 (13)</p> <p>シールコートの施工 ・行う ・行わない</p> <p>試験</p> <p>アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>																																																																		
4	コンクリート舗装	<p>コンクリート舗装の構成及び厚さ [22.5.2~4、6] [表22.5.1、3]</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>構 成</th> <th>厚 さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>車路及び駐車場</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>歩行者用通路</td> <td>歩行者用通路</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>70</td> </tr> </table> <p>材料</p> <p>コンクリート</p> <p>コンクリートの種類</p> <p>設計基準強度</p> <p>所定のスランプ ※8</p> <p>粗骨材の最大寸法</p> <p>※普通コンクリート、標仕 表22.5.1による</p> <p>早強ポルトランドセメント ・使用しない</p> <p>注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ</p> <p>目地</p> <p>種類</p> <p>間隔</p> <p>構造</p> <p>※標仕 表22.5.3及び図22.5.1による</p> <p>溶接金網 ※使用する</p> <p>試験</p> <p>アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	舗装の種類		部 位	構 成	厚 さ (mm)	コンクリート舗装	車路及び駐車場	図示	図示	150	歩行者用通路	歩行者用通路	図示	図示	70																																																		
舗装の種類		部 位	構 成	厚 さ (mm)																																																															
コンクリート舗装	車路及び駐車場	図示	図示	150																																																															
歩行者用通路	歩行者用通路	図示	図示	70																																																															
5	透水性	<p>透水性アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 [22.7.2、3、6]</p> <p>材料</p> <p>骨材 ※道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 ㊦ (表22.4.1)</p> <p>試験</p> <p>開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ※行う ・行わない</p> <p>砂の粒度試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの</p>																																																																	
6	ブロック系舗装	<p>・コンクリート平板舗装 ㊦ [22.8.2.3]</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>目地材</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>※普通平板 (N)</td> <td>※300角</td> <td>※60</td> <td>※砂</td> <td>表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水性平板 (P)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・モルタル</td> <td>・研ぎ出し</td> </tr> <tr> <td>・保水性平板 (M)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・洗い出し</td> </tr> <tr> <td>・たたき出し</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>クッション材 ※砂 ・空積みモルタル</p> <p>普通平板は ㊦ (再生材料を用いた舗装用ブロック)、透水性平板は ㊦ (透水性コンクリート)とする。</p> <p>ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする。</p> <p>・インターロッキングブロック舗装 ㊦ [22.8.2.3]</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>形状寸法</th> <th>曲げ強度 (N/mm²)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>※普通ブロック (N)</td> <td>車路</td> <td>図示</td> <td>※5.0</td> <td>表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水性ブロック (P)</td> <td>※80</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・保水性ブロック (M)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>※普通ブロック (N)</td> <td>歩行者用通路</td> <td>図示</td> <td>※3.0</td> <td>張り方</td> </tr> <tr> <td>・透水性ブロック (P)</td> <td>※60</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※ヘリンボンボンド</td> </tr> <tr> <td>・保水性ブロック (M)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・ストレッチャーボンド</td> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>クッション材 ※砂 ・空積みモルタル</p> <p>歩行者用通路に使用するブロックは ㊦ (再生材料を用いた舗装用ブロック)、透水性ブロックは ㊦ (透水性コンクリート)とする。</p> <p>ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、インターロッキングブロック間の段差は3mm以内とする</p>	種 類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	目地材	備 考	※普通平板 (N)	※300角	※60	※砂	表面加工	・透水性平板 (P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し	・保水性平板 (M)	・	・	・	・洗い出し	・たたき出し	・	・	・	・	種 類	厚さ (mm)	形状寸法	曲げ強度 (N/mm ²)	備 考	※普通ブロック (N)	車路	図示	※5.0	表面加工	・透水性ブロック (P)	※80	・	・	・	・保水性ブロック (M)	・	・	・	・	※普通ブロック (N)	歩行者用通路	図示	※3.0	張り方	・透水性ブロック (P)	※60	・	・	※ヘリンボンボンド	・保水性ブロック (M)	・	・	・	・ストレッチャーボンド	・図示	・	・	・	・図示
		種 類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	目地材	備 考																																																													
※普通平板 (N)	※300角	※60	※砂	表面加工																																																															
・透水性平板 (P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し																																																															
・保水性平板 (M)	・	・	・	・洗い出し																																																															
・たたき出し	・	・	・	・																																																															
種 類	厚さ (mm)	形状寸法	曲げ強度 (N/mm ²)	備 考																																																															
※普通ブロック (N)	車路	図示	※5.0	表面加工																																																															
・透水性ブロック (P)	※80	・	・	・																																																															
・保水性ブロック (M)	・	・	・	・																																																															
※普通ブロック (N)	歩行者用通路	図示	※3.0	張り方																																																															
・透水性ブロック (P)	※60	・	・	※ヘリンボンボンド																																																															
・保水性ブロック (M)	・	・	・	・ストレッチャーボンド																																																															
・図示	・	・	・	・図示																																																															
7	砂利敷き	<p>種別 [22.9.2]</p> <p>・A種 (施工範囲： ・図示 ・通路 ・)</p> <p>・B種 (施工範囲： ・図示 ・建物周囲その他 ・)</p>																																																																	
8	路面標示用塗料	JIS K 5665 (路面標示用塗料) による																																																																	
		<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>施 工</th> <th>適 用</th> <th>色</th> <th>幅 (mm)</th> <th>塗布厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・1種 ㊦</td> <td>常温</td> <td>液状</td> <td>※白</td> <td>150</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>・2種 ㊦</td> <td>加熱</td> <td>粉体状</td> <td>・</td> <td>100</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>※3種1号</td> <td>溶解</td> <td>粉体状</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>㊦ 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</p>	種 類	施 工	適 用	色	幅 (mm)	塗布厚さ (mm)	・1種 ㊦	常温	液状	※白	150	1.5	・2種 ㊦	加熱	粉体状	・	100	・	※3種1号	溶解	粉体状	・	・	・																																									
種 類	施 工	適 用	色	幅 (mm)	塗布厚さ (mm)																																																														
・1種 ㊦	常温	液状	※白	150	1.5																																																														
・2種 ㊦	加熱	粉体状	・	100	・																																																														
※3種1号	溶解	粉体状	・	・	・																																																														
9	車止め	<p>車止め用既製コンクリート W200×L600×H120 小型反射板付き</p> <p>全面接着アンカー併用固定 (形込み30mm埋込65mm以上)</p>																																																																	

23	植栽及び屋上緑化工事	1 植栽地の確認等	<p>土壌の水素イオン濃度指数 (pH) 試験 ・行う ・行わない [23.1.3]</p> <p>電気伝導度 (EC) の試験 ・行う ・行わない</p>																		
		2 植栽基盤の整備	<p>樹木の植栽基盤の整備 ・適用する ・適用しない [23.2.2、4]</p> <table border="1"> <tr> <th>樹種</th> <th>工 法</th> <th>有効土層の厚さ (cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">・樹木</td> <td rowspan="4">※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・</td> <td>樹高12m以上 (※100・120・150)</td> <td rowspan="4">・実張り部分 ・植栽部分 ・図示 ・</td> <td rowspan="4">・適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>樹高7m以上~12m未満 (※80・100)</td> </tr> <tr> <td>樹高3m以上~7m未満 (※60・80)</td> </tr> <tr> <td>樹高3m未満 (※50・60)</td> </tr> <tr> <td>※芝、地被類</td> <td>※B種 ・</td> <td>※20 ・</td> <td>※図示 ・</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> </table> <p>但し、現状地盤より高さが上がる場合はD種とする。</p> <p>植栽基盤の排水設備 ・設ける (※図示 ・) ・設けない</p>	樹種	工 法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材	・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・	樹高12m以上 (※100・120・150)	・実張り部分 ・植栽部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない	樹高7m以上~12m未満 (※80・100)	樹高3m以上~7m未満 (※60・80)	樹高3m未満 (※50・60)	※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	※図示 ・	・適用する ・適用しない
		樹種	工 法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材															
		・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・	樹高12m以上 (※100・120・150)	・実張り部分 ・植栽部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない															
				樹高7m以上~12m未満 (※80・100)																	
				樹高3m以上~7m未満 (※60・80)																	
				樹高3m未満 (※50・60)																	
		※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	※図示 ・	・適用する ・適用しない															
		3 植込み用土	<p>※現場発生土の良質土 ・客土 [23.2.3]</p>																		
		4 土壌改良材	<p>土壌改良材の適用 ・適用する ・適用しない [23.2.3]</p> <p>種別及び指定量等</p> <p>・バグ堆肥 ㊦</p> <p>使 用 量 : 植栽基盤面積 1㎡あたり (・ 50L ・)</p> <p>有機物の含有率 (乾物) : 70%以上</p> <p>炭素窒素比 (C/N比) : 35以下</p> <p>陽イオン交換容量 (乾物) : 70meq/100g以上</p> <p>pH : 5.5~7.5</p> <p>水分 : 55~65%</p> <p>幼植物試験の結果 : 生育阻害その他の異常が認められない</p> <p>窒素全量 (現物) : 0.5%以上</p> <p>りん酸全量 (現物) : 0.2%以上</p> <p>加里全量 (現物) : 0.1%以上</p> <p>施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>・汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)</p> <p>「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、食害試験の結果、害が認められないものとする。</p> <p>使 用 量 : 植栽基盤面積 1㎡あたり (・ 10L ・)</p> <p>有機物の含有率 (乾物) : 35%以上</p> <p>炭素窒素比 (C/N比) : 20以下</p> <p>pH : 8.5以下</p> <p>水分 : 50%以下</p> <p>窒素全量 (現物) : 0.8%以上</p> <p>りん酸全量 (現物) : 1.0%以上</p> <p>アルカリ分 (現物) : 15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない)</p> <p>施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。</p>																		
5 樹木	<p>樹種、寸法、株立数等 ※図示 [23.3.2]</p>																				
6 支柱	<p>支柱材 ※丸太 (間伐材) ㊦ ・真竹 [23.3.2.3]</p> <p>防虫処理方法 ※加圧式防虫処理丸太材</p> <p>形式</p>																				
7 幹巻き用材料	<p>材料 ※ 幹巻き用テープ ・ わら及びこも [23.3.2]</p>																				
8 芝	<p>種類 ※ コウライシバ ・ ノシバ [23.4.2.3]</p> <p>芝張りの工法</p> <p>平地 ※目地張り ・ べた張り</p> <p>法面 ・ 目地張り ※べた張り</p>																				
9 吹付けは種	<p>[23.4.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>種子の種類</th> <th>発芽率</th> <th>種子の量 (g/㎡)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>※洋芝類 (採取後2年以内)</td> <td>※発芽率80%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種子の種類	発芽率	種子の量 (g/㎡)	備 考	※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上			・											
種子の種類	発芽率	種子の量 (g/㎡)	備 考																		
※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上																				
・																					
10 地被類	<p>[23.4.2]</p> <table border="1"> <tr> <th>植物の種類</th> <th>径</th> <th>単位面積当たりの株数</th> <th>芽立数</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	植物の種類	径	単位面積当たりの株数	芽立数	・				・											
植物の種類	径	単位面積当たりの株数	芽立数																		
・																					
・																					

23	植栽及び屋上緑化工事(続き)	11 樹木札	<p>支柱材 ※加圧式防虫処理丸太材 ・真竹 [23.3.2]</p> <p>幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・ わら及びこも [23.3.2]</p> <p>樹木札 ※下記図による ・ 監督職員の承諾による (文字は黒ペン書きとする)</p> <p>(上・中木用)</p> <p>※引渡しの日から1年 () [23.3.4] [23.3.6]</p>
		12 樹木の枯損償	<p>その他特記事項</p>

MEMO		工事名称	串木野中学校環境改善工事 (樹木伐採外)	設計年月	2024 (R 6) 年10月	図面番号	
		図面名称	特記仕様書 3	縮尺	NO SCALE	A 3	

解体工事特記仕様書

- 1. 工事仕様書
本工事は、「建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)による。
2. 工事仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記事項の適用は次の通りとする。
4. ダンプトラック等による過積載等の防止について

Table with 7 rows and 6 columns: ⑦ 発生材の処理, ⑧ 工事写真等. Columns include: 区分, 分類, 規格, 撮影枚数, 原簿サイズ, 備考.

※撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方建築編(改訂2版)」による。完成写真の撮影業者...
※監督職員の承諾する建築写真専門業者 ※監督職員の承諾する撮影者

Table with 2 columns: 工事箇所, 職種資格. Rows include: 電気引込み線の切断, 給水引込み管のプラグ止め, etc.

注) 電気・水道・浄化槽・ガス等の休止、廃止届等の手続きは請負業者が行いそれにかかる費用はすべて請負業者の負担とする。
この工事について、既存建物の部分使用は...
着工に先立ち、実施工程表、仮設計画書、施工計画書、建設廃棄物処理計画書、(1.2.1.2) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。

- 1 監督員事務所
2 工用水
3 工用電力
4 仮囲い等
5 工事用通路
6 足場
7 現場表示板

- 1 埋戻し及び整地
2 建設発生土の処分
3 山留め

- 1 解体の方法
2 耐震改修、設備工事に係る成形板の除去

Table with 3 columns: 機種・適用箇所, 解体原理と使用機械, 適用性. Rows include: ハンドブレード工法, 大型ブレード工法, 圧砕工法, etc.

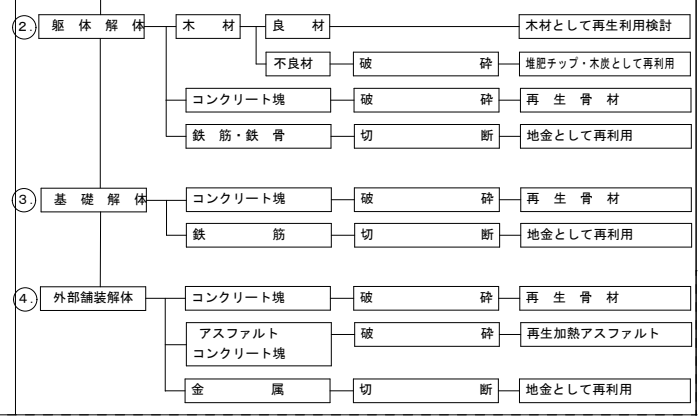
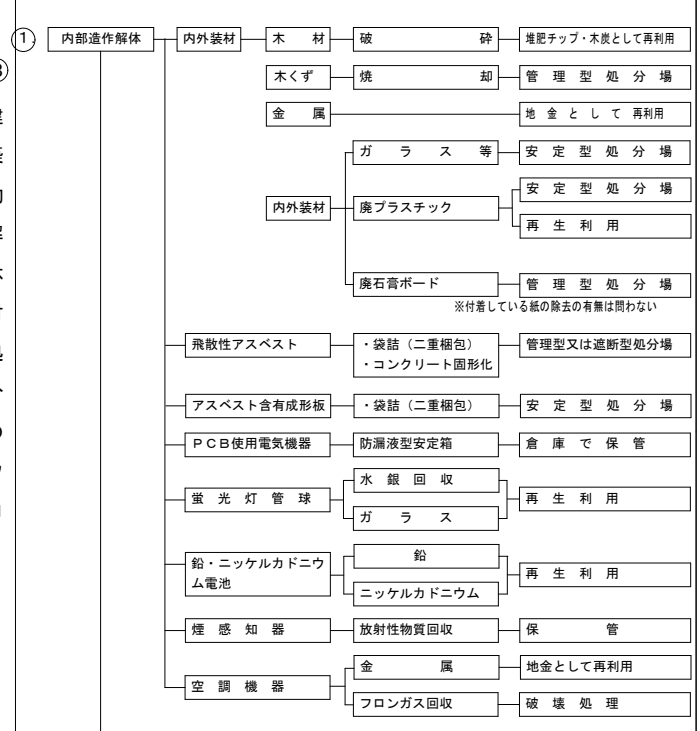
Table with 4 columns: 杭の種類, 長さ(m), 断面寸法, 継手. Rows include: コンクリート杭, 外殻鋼管付きコンクリート杭, etc.

Table with 2 columns: 解体材, 処理施設. Rows include: コンクリート, コンクリート・及び鉄からなる建設資材, etc.

- 1 解体材の活用等
2 現場における保管
3 処理の委託
4 運搬
5 処分

- 6 吹付けアスベスト等除去
1 施工調査
2 除去工事
3 除去工法
4 粉じん濃度測定
5 除去物の処理
6 専門工事業者

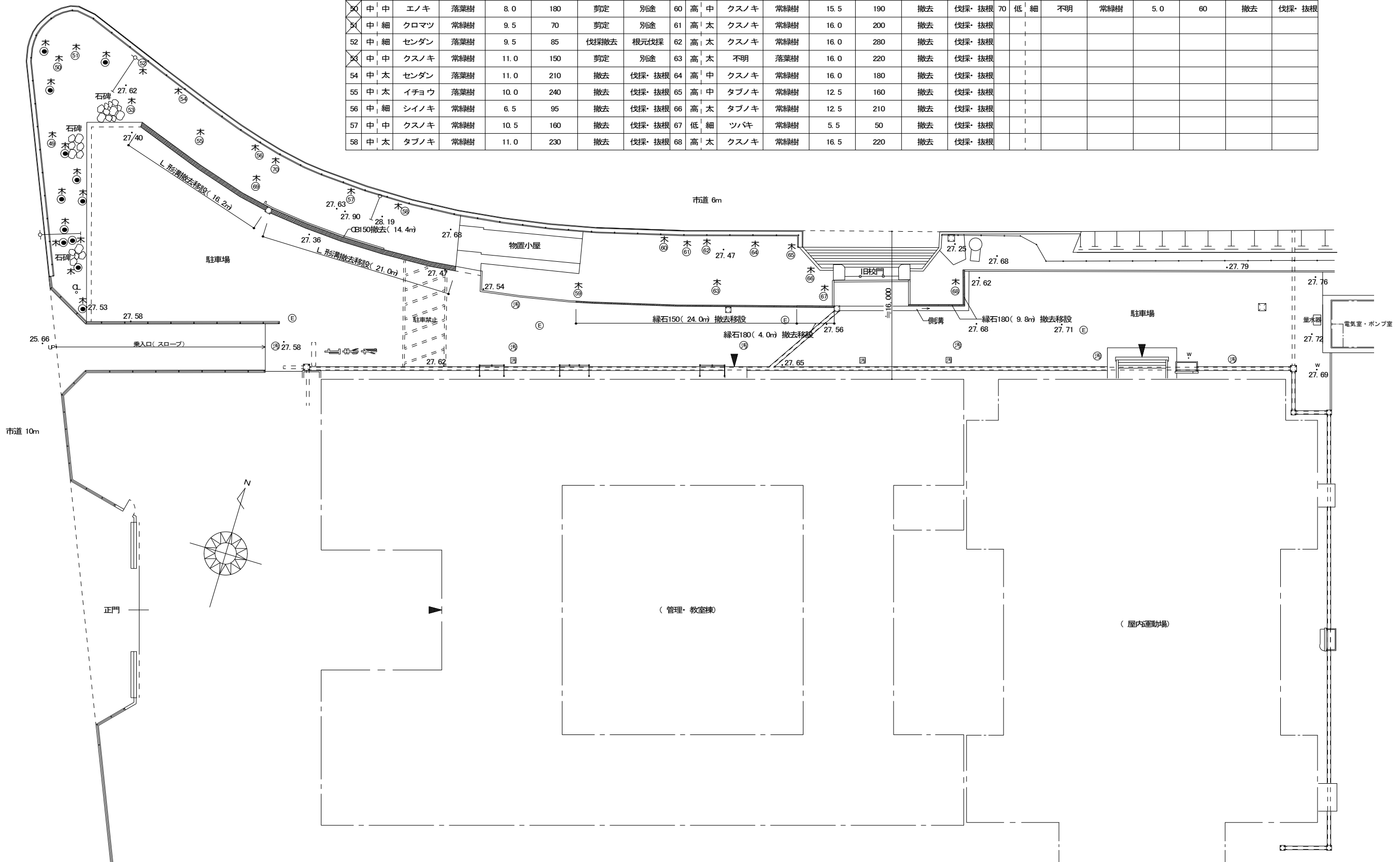
- 7 アスベスト含有成形板除去
1 施工調査
2 除去工事
3 除去工法
4 専門工事業者



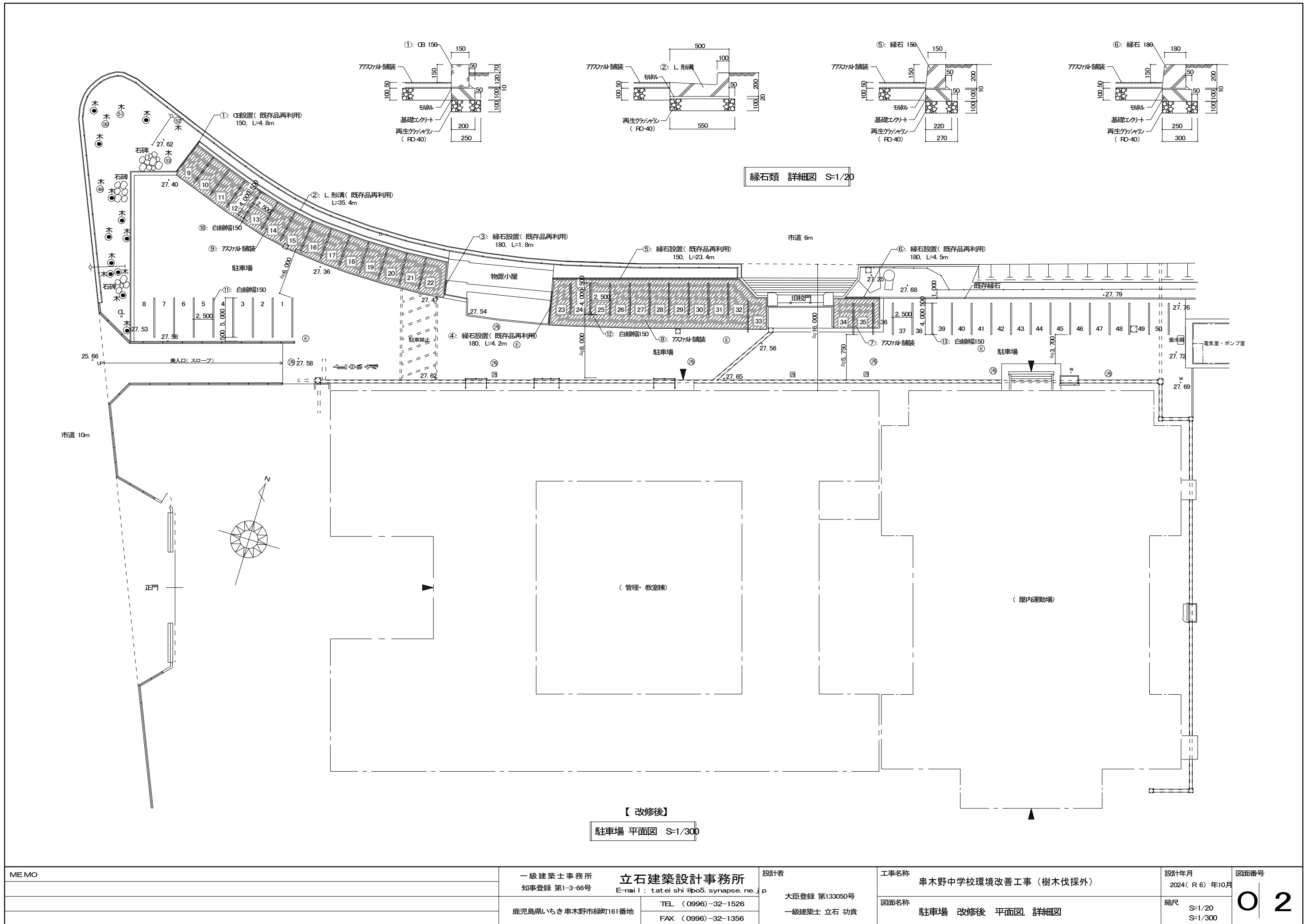
Main specification table with columns: 章, 項目, 特記事項. Rows include: ① 適用基準等, ② 工事実績情報の登録, ③ 電気保安技術者, etc.

※ 樹高区分 ・ 低: 6m未満 ・ 中: 6m~12m未満 ・ 高: 12m以上
 ※ 幹周区分 ・ 細: 100cm未満 ・ 中: 100cm~200cm未満 ・ 大: 200cm以上

番号	区分 樹高/幹周	樹種名	常緑区分	樹高(m)	幹周(cm)	処理方法	備考	番号	区分 樹高/幹周	樹種名	常緑区分	樹高(m)	幹周(cm)	処理方法	備考	番号	区分 樹高/幹周	樹種名	常緑区分	樹高(m)	幹周(cm)	処理方法	備考		
49	低 細	イヌマキ	常緑樹	4.5	60	伐採撤去	根元伐採	59	中 中	エノキ	落葉樹	9.0	120	撤去	伐採・抜根	69	低 細	不明	落葉樹	4.0	60	撤去	伐採・抜根		
50	中 中	エノキ	落葉樹	8.0	180	剪定	別途	60	高 中	クスノキ	常緑樹	15.5	190	撤去	伐採・抜根	70	低 細	不明	常緑樹	5.0	60	撤去	伐採・抜根		
51	中 細	クロマツ	常緑樹	9.5	70	剪定	別途	61	高 細	クスノキ	常緑樹	16.0	200	撤去	伐採・抜根										
52	中 細	センダン	落葉樹	9.5	85	伐採撤去	根元伐採	62	高 太	クスノキ	常緑樹	16.0	280	撤去	伐採・抜根										
53	中 中	クスノキ	常緑樹	11.0	150	剪定	別途	63	高 太	不明	落葉樹	16.0	220	撤去	伐採・抜根										
54	中 太	センダン	落葉樹	11.0	210	撤去	伐採・抜根	64	高 中	クスノキ	常緑樹	16.0	180	撤去	伐採・抜根										
55	中 太	イチョウ	落葉樹	10.0	240	撤去	伐採・抜根	65	高 中	タブノキ	常緑樹	12.5	160	撤去	伐採・抜根										
56	中 細	シイノキ	常緑樹	6.5	95	撤去	伐採・抜根	66	高 太	タブノキ	常緑樹	12.5	210	撤去	伐採・抜根										
57	中 中	クスノキ	常緑樹	10.5	160	撤去	伐採・抜根	67	低 細	ツバキ	常緑樹	5.5	50	撤去	伐採・抜根										
58	中 太	タブノキ	常緑樹	11.0	230	撤去	伐採・抜根	68	高 太	クスノキ	常緑樹	16.5	220	撤去	伐採・抜根										



【改修前】
 駐車場 平面図 S-1/300



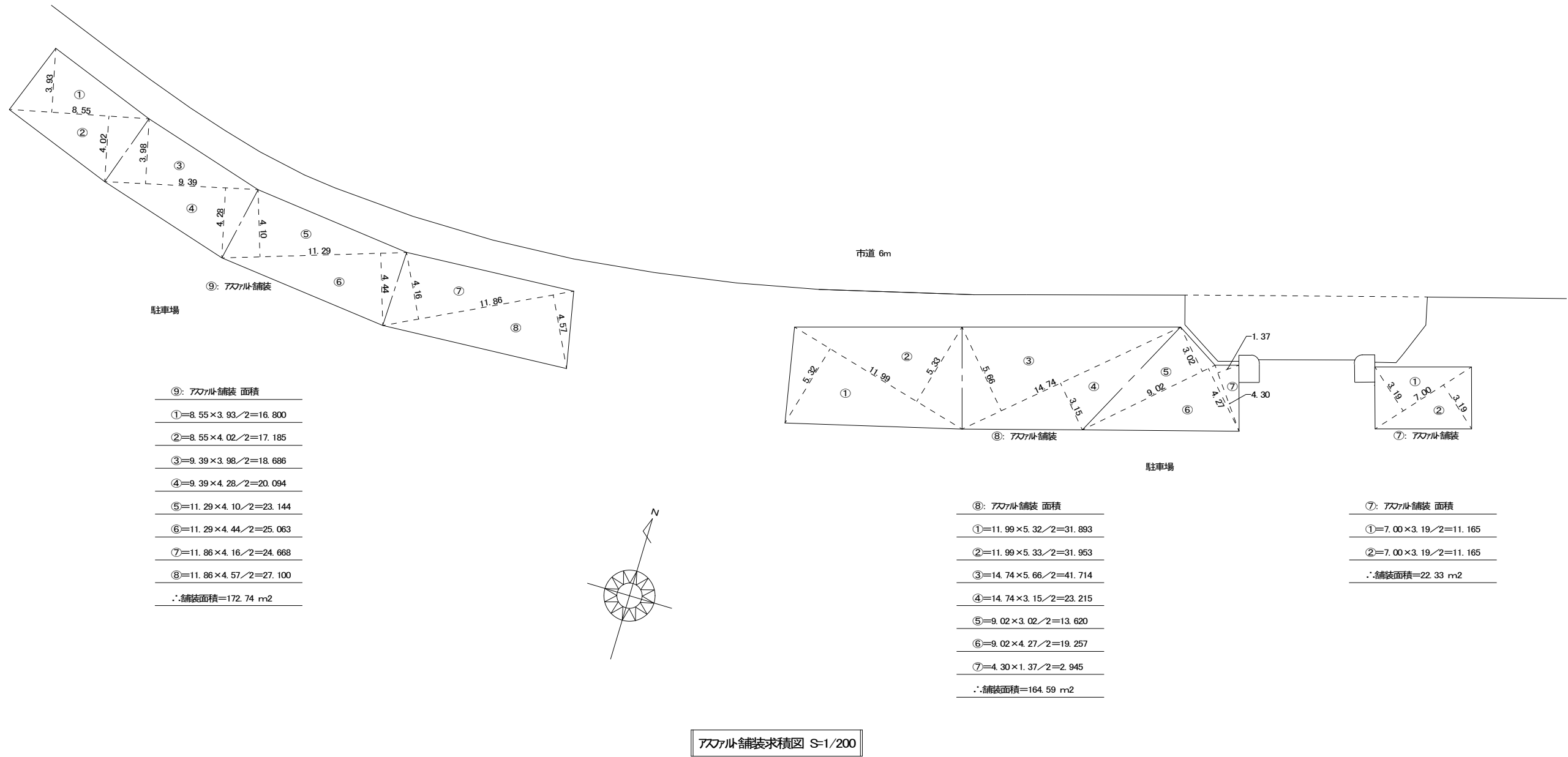
縁石類 詳細図 S-1/20

【改修後】
駐車場 平面図 S-1/300

MEMO	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号	立石建築設計事務所 E-mail : tateishi@po5.synapse.ne.jp	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野中学校環境改善工事 (樹木伐採外)	設計年月 2024 (R6) 年10月	図面番号
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356		図面名称 駐車場 改修後 平面図 詳細図	縮尺 S-1/20 S-1/300	02

外構工事 数量表

名称	形状	数量	備考
L形溝: 撤去移設	500×200×100, L=600	撤去=16.2+21.0=37.2m, 移設=35.4m	
縁石: 撤去移設	150×200, L=600	撤去=24.0m, 移設=23.4m	
縁石: 撤去移設	180×200, L=600	撤去=4.0+9.8=13.8m, 移設=10.5m	
エグレットブロック: 撤去	150×190×390	撤去=14.4m, 移設=4.8m	
アスファルト舗装	厚50, 路盤(FC-40)厚100	面積=172.74+164.59+22.33=359.66m ²	密粒度アスファルト舗装 表層アスファルト厚50
区画線設置	白線 幅150	新設舗装面: 長さ=4.0m×25=100m 既設舗装面: 長さ=5.0m×8+4.0m×15=100m	



MEMO	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号	立石建築設計事務所 E-mail: tateishi@po5.synapse.ne.jp	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野中学校環境改善工事 (樹木伐採外)	設計年月 2024 (R6) 年10月	図面番号
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356		図面名称 駐車場 外構工事数量表 求積図	縮尺 S=1/200	03